

## 仙台ミーティング2014

全国青年税理士連盟は、「憲法に定められた租税法律主義の理念に則り、納税者の権利擁護をめざす。」と掲げられた規約前文に則り、「国民のための税理士制度の確立」を目的として、日々、意見発信、国会陳情などの活動を行っています。

平成26年度税制改正において、平成13年の抜本改正から数えて13年ぶりに税理士法が改正されました。しかし、その内容は我々が求める「国民のための税理士制度」には程遠い内容となりました。

今回の税理士法改正を総括する意味でも、また、前回の平成21年のミーティングから5年という時間が経過している意味でも、今一度、「国民のための税理士制度」とは何かを改めて考えるとともに、現在の全国青年税理士連盟のメンバーが活動の根幹を再認識する機会として、ミーティングを開催しました。

2日間という短い時間での検討でしたが、このレポートが今後の全国青年税理士連盟の活動に繋がることを願います。

1. 日 時 2014年3月21日（金・祝）～22日（土）
2. 場 所 駅前のぞみビル会議室5F
3. 参 加 者 38名
4. 全体テーマ 税理士制度
5. 分 科 会 第1分科会 「税理士の資格」  
第2分科会 「税理士の使命」  
第3分科会 「無償独占」

## 目 次

1. 第1分科会「税理士の資格」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 第2分科会「税理士の使命」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 第3分科会「無償独占」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

## 【第1分科会 税理士の資格】

### 第1章 分科会での議論

第1分科会では「税理士の資格」についての議論を行った。税理士法改正が本年3月20日に参議院本会議で可決・成立した直後のこの時期において、改めて「税理士の資格」について何を検討するべきか、というところが議論の出発点であった。

今回の平成26年税理士法改正は、その内容はもとより成立過程においても、納得し難いものであるという点においては分科会の意見が一致するところであった。

そこで、今回の改正に至るまでの税理士の資格取得制度の歴史を確認することから議論を始めることとした。そして、直近5年間の税理士法改正に関する動向を振り返り、青税が行ってきた活動についても総括することとした。最後に、あるべき税理士の資格取得制度はどのようなものか、また、それを実現するためには青税としてどのような活動をしていくべきかを議論することとした。

以下、本分科会における検討内容や議論の過程、参加者の意見等について、その要点を記載する。

### 第2章 税理士の資格取得制度の現状と変遷

#### 第1節 現在の資格取得制度

- ・ 資格取得の入り口が4つある（試験合格者、試験免除者、弁護士、公認会計士）。
- ・ 国税0Bについては、税法科目は行政実務経験10年、会計科目は行政実務経験23年と指定研修修了で基本的に試験が免除。
- ・ 試験合格者と試験免除者のみが2年間の実務経験を要求されている。

#### 第2節 資格取得制度の歴史

- ・ 昭和17年 税務代理士法制定。試験制度はなく許可制度であった。弁護士、計理士、3年以上税務官庁在籍の税務職員（実際の許可は7年以上）が税務代理士となる資格を有していた。
- ・ 昭和24年（第一次）、25年（第二次） シャウプ勧告。税務代理を行う者の水準を向上させ、現行の税務代理士法の改善指針を明確に打ち出した。
- ・ 昭和25年 弁護士法改正時に、現行弁護士法第3条第2項が設けられた。「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。」この規定は日本弁護士会連合会案が国会での十分な審議を経ずに可決された経緯があり、昭和26年の税理士法改正時原案では、上記規定を削除することとされていた。しかし、衆議院大蔵委員会での議員修正により、通知弁護士制度が設けられるとともに、この規定も削除されず、今日まで存置されている。
- ・ 昭和26年 税理士法制定。試験制度の導入。税理士となる資格を有する者を弁護士、

公認会計士、税理士試験合格者、税理士試験の免除者と限定列挙した。従来の許可制度を廃止し、試験制度が原則となったが、弁護士、公認会計士もその資格によって税理士となる資格を有する者とされ、税務代理士、計理士、一定の税務官公署等行政実務経験者なども税理士となることができた。

- ・ 国税 0B については、現在のような会計科目の免除制度はなかった。ただし、既得権への配慮から、この時点で 15 年の実務経験があれば税理士登録が可能であった。
- ・ 公認会計士が税理士業務を行うには税理士登録が必要であった。
- ・ 昭和 31 年 通知公認会計士の制度が創設。ごく稀に税理士の業務を行うような者の場合、税理士登録をしない場合にも、国税局長に通知することにより税理士業務が可能となった。また、国税の労働組合や計理士業界からの強い要望により、勤続 20 年以上の税務職員又は業務経験 10 年以上の計理士に対して特別試験が実施されることとなった（特別試験制度）。これにより税務職員は、税法科目は実務経験により免除され、会計科目は特別試験合格により免除されることとなった。この時点では、5 年間の時限立法であったが、期限の延長が繰り返された。特別試験制度について違憲訴訟も起こされた（合憲判決）。
- ・ 昭和 36 年 税理士法改正。特別試験制度の存続期間が延長された。
- ・ 昭和 55 年 税理士法改正。特別試験制度が廃止され一般の税理士試験制度に一本化された。ただし、税務職員に対する会計科目の免除制度が導入され、23 年の行政実務経験と指定研修の終了により免除されることとなった。また、通知公認会計士制度が廃止され、国税局長の許可を受けて、一定の範囲内で税理士業務ができる許可公認会計士制度ができた。さらに、国民の権益を援助するため各種の業務を独占的に取り扱うためにも、通常国民の多くが納得できる厳しい公正な国家試験によって付与されるべきという観点から、税理士となる資格を有する者として、第一に税理士試験に合格した者が挙げられることとなった。
- ・ 平成 13 年 税理士法改正。税務官公署職員の試験免除の要件について、制度の公平性と透明性を確保するという観点から、従来の国税審議会が「指定した研修」から、「財務省令で定めた要件を満たす研修」に改められた。これにより、この研修のレベルについて、国税審議会が検証し、その結果を公表することとされたため、国税庁ホームページなどで一定の情報が明らかにされるようになった。また、修士免除についても大幅に改正された。許可公認会計士制度が廃止された。

### 第 3 章 直近 5 年間の税理士法改正の検証と総括

#### 第 1 節 税理士法改正をめぐる経緯（抜粋）

ここ 5 年間の税理士法改正を巡る経緯を時系列に振り返った。結果的に、今回の税理士法改正は、平成 24 年 9 月 26 日の日税連理事会で機関決定した「税理士法に関する改正要

望書（18 項目）」から、その項目及び内容が大きく変化しているが、会員の委任を受けた範囲での改正であったのか、また、会員の多数の意見を集約した改正となったのかという点について疑問が残る。今回の改正を巡る経緯を入念に検証し、必要であれば日税連執行部の責任を追及していくことも必要であるのではなかろうか。

《平成 21 年》

11 月 正副会長会 税理士法改正に関するプロジェクトチーム（以下、「PT」）タタキ台を報告

《平成 22 年》

3 月 日税連ホームページにおけるタタキ台に対する意見募集（3521 件の意見提出）

6 月 理事会：PT が具申した「税理士法改正に関する意見（案）」（14 項目）を報告

9 月 常務理事会「税理士法改正特別委員会」を設置

12 月 税制改正大綱閣議決定（税理士制度について検討を進めると記載）

《平成 23 年》

4 月 平成 23 年度税理士法改正特別委員会：「税理士法改正に関する意見（案）」（17 項目）を報告

6 月 理事会：「税理士法改正に関する意見（案）」（17 項目）を報告

7 月 日税連会報で「税理士法改正に関する意見（案）」（17 項目）を報告

11 月 政府税制調査会のヒアリングに浅田専務理事、瀬上・永橋調査研究部副部長が出席

12 月 税制改正大綱決定

《平成 24 年》

6 月 税理士法改正特別委員会：「論点整理メモ」を公表

9 月 正副会長会「税理士法に関する改正要望書（案）」（17 項目）を中間報告

常務理事会／理事会「税理士法改正に関する改正要望書」（18 項目）を機関決定  
国税庁長官・主税局長に「税理士法改正に関する改正要望書」を提出

10 月 政府税制調査会ヒアリングに松原副会長、瀬上調査研究部副部長が出席

11 月 日税連会長から単位会会長、税理士法改正特別委員会委員あて「税理士法に関する改正要望書（平成 25 年度改正要望項目）」（12 項目）を送付

正副会長会及び常務理事会／「税理士法に関する改正要望書（平成 25 年度改正要望項目）」（12 項目）を報告

12 月 日税連及び日税政から単位税理士会及び単位税政連に対し、①各税理士会における税理士法改正を専担する分掌機関の設置、②政治家への陳情等の活動を行うよう依頼

《平成 25 年》

- 1月 与党税制改正大綱決定
- 2月 税理士法改正特別委員会：「税理士法に関する改正要望書（平成 26 年度改正要望項目）」の作成を開始
- 3月 理事会：「税理士法に関する改正要望書（平成 26 年度改正要望項目）」を報告・公表
- 4月 15 税理士会において税理士法改正に係る研修会を実施  
日税連会長と日本公認会計士協会会長とのトップ会談（第 1 回）
- 10月 伊吹衆議院議長、町村税理士制度議連会長、衛藤公認会計士制度議連会長、小川日税政会長、黒田日本公認会計士政治連盟会長の 5 者による会談  
日税連正副会長会：経過報告  
日税政会長と日本公認会計士政治連盟会長との会談（第 1 回、第 2 回）
- 11月 日税政会長と日本公認会計士政治連盟会長との会談（第 3 回）
- 12月 確認書調印  
税制改正大綱決定

## 第 2 節 青税活動の総括

### 1 活動内容

- ・ PT タタキ台に対する意見書提出
- ・ 税理士法改正に関する意見（案）に対する意見書提出
- ・ 論点整理メモに対する意見書提出
- ・ その他にも随時意見書を提出
- ・ 後半は、意見する内容を資格取得問題に関するものに絞って提出
- ・ 平成 26 年 2 月 国会陳情

### 2 総括

日税連に対する意見書の提出などは、機を逸することなく提出し、やるべきことはしっかりとやってきたといえる。しかし、政治家など外部に対しての意見表明は、「一枚岩」という呪縛からか、日税連の意見とかけ離れたことを主張することを控えるべきという意思が働き、控えていたように思える。平成 13 年税理士法改正以降は、毎年のように日税連と懇談会などを開催するようになり、そこから日税連に対する遠慮のようなものが生まれていたのではないか。具体的には、税理士法改正について、青税単独での国会陳情を控えていた。今回の改正の結末を見ると、やはり青税としては、日税連以外に対しても積極的に我々の主張を実現するべく、働きかけていかななくてはならなかったのではないだろうか。

## 第 4 章 あるべき税理士の資格制度

以上を踏まえて、あるべき税理士の資格取得制度についての検討を行ったが、一つの意見に集約することはできなかった。

ただし、今後はどのように税理士の資格取得制度を考えるべきかという、改正を考えるに当たっての方向性について、一定の意見をまとめることができた。これまでは、「我々は難関の税理士試験を合格した税理士である」という自負のもと、現行の税理士試験制度ありきというところから議論を出発してしまったのではないだろうか。まずは「税理士の使命」とはどうあるべきか、ということから議論をはじめめる必要があるのではなからうか。そして、その使命を果たすために、我々が行う「税理士の業務」について検討を行うべきである。そして、この使命を立派に果たし、業務を行い得る能力を担保するための試験制度はどうあるべきかという順で、あるべき資格取得制度を考えていくべきであろう。すなわち、「税理士の使命（法1条）」「税理士の業務（法2条）」「税理士の資格（法3条）」「試験の目的及び試験科目（法6条）」「税理士業務の制限（法52条）」という、税理士制度のセンターラインというべき根幹を串刺しで見直した上で、資格取得制度を再考するべきではないかと考える。また、公認会計士に対する資格付与問題を解決するには、税理士と公認会計士の双方の試験制度や資格取得制度を包括的に再考し、例えば資格として共通の土台を設けることや、公認会計士に税理士登録がなくても一定の税務業務ができることを認めるとともに税理士の代理権限の強化を図るなど、税理士の独占業務の範囲を見直すことも検討していく必要があるのではないだろうか。無償独占や強制入会制度を護るがため、あるべき資格制度が蔑ろにされてはならない。

分科会の意見として集約したものではないが、議論の中で出た税理士の資格取得制度についての意見を下記に挙げる。

#### 第1節 法1条（税理士の使命）に関連して：国民から求められる税理士像を考える

- ・ 土台の知識はどうあるべきか？ ex. 会計、法律
- ・ 税理士は会計の専門家か？ 法律の専門家か？  
公認会計士は会計と監査の専門家  
弁護士は法律の専門家  
税理士は税法の専門家？  
国家と国民をつなぐ「納税」についての専門家。
- ・ 高い倫理感が必要では。税理士法にはあまり倫理規定がない。倫理観を求めるとなると、国税0Bにはやはり問題があるのではないか。
- ・ 節税。脱税に踏み込まないように、正しい知識が必要
- ・ 税理士の業務は現状で良いのか
- ・ 企業のかかりつけ医の役割。広い知識が求められる。必要があれば他の専門家を紹介できる広い知識と専門家としての深い知識の融合

- ・ 付随業務に会計業務だけではなく、経営相談なども入れるべきか。訴訟補佐人になることも出てきたのだから、それも入れてはどうか
- ・ そもそも会計は付随業務で良いか？独占業務にはしないにせよ、本来の業務とすべきではないか
- ・ 税理士試験の受験資格に日商簿記1級があるところから、会計は税理士業務に必要不可欠では

## 第2節 法2条（税理士の業務）について：国民の立場に立って求められる業務を考える

- ・ 国民の立場というが、個々の納税者の立場か、それとも国民全体の立場か  
↓  
国民全体のことを前提に検討すべき

## 第3節 法6条（試験の目的及び試験科目）について：税理士試験のあるべき姿を考える

- ・ 会計学、憲法、民法、会社法が必要では
- ・ 経営学は必要か
- ・ 会計学など基礎的知識の試験（一次試験）→税法の専門試験（二次試験）ではどうか  
↓  
かえって税理士試験が難しくなり過ぎているのではないか？
- ・ 税法を読み解く力を判断する試験にすべき
- ・ 所得税と相続税は両方必須科目とすべきでは
- ・ 簿記と財務諸表は統一し、民法もしくは会社法も入れるべきでは
- ・ 難易度が高すぎるのではないか
- ・ 国税OBの税理士登録者数から逆算して税理士試験の合格者数が決められている現状を改善すべき
- ・ 試験制度自体は現行のままでいいのではないか
- ・ 弁護士試験のように、点数を開示するべきではないか。試験制度の透明性が確保され、信頼性を高めることができるのでは
- ・ 士業が全員同じ共通試験を受ける→それぞれ専門の試験を受けるという方法はどうか
- ・ 働きながら、長年かけても資格を取れるというところに税理士試験のメリットがある。現行の試験制度でいいのでは
- ・ 公認会計士は実務補習制度や研修制度で能力の担保を図っているのを見習うべき

## 第4節 大学院免除について

- ・ 大学院免除はあってもいいが、法人税か所得税は受験すべき
- ・ 大学院の学問と試験は全く別のものなので、免除をするのはおかしい。アカデミック



な研究と資格試験は結びつかない

- ・ 税理士が自分を律するという視点からでは、大学院免除はやめるべき。入り口が複数あるという批判に対抗するためにも廃止すべき
- ・ 例外は限定的に解釈すべき。修士ではなく博士であろう

#### 第5節 弁護士について

- ・ 5科目すべてを受験してもらうべき
- ・ 法律の専門家であるからには、税法は免除で良いのではないか
- ・ 会計科目+税法1科目は受験してもらう
- ・ 本当に税理士業務を行うのであれば、試験を受けるべき
- ・ 実際の登録者数が極端に少ない。実質的に税理士の資格は不要
- ・ 法律の中でも特別な分野である税法を扱っている資格なのであるから、免除は廃止すべき

#### 第6節 公認会計士について

- ・ 5科目を受けてもらうべき
- ・ 税理士試験の会計科目と公認会計士試験の会計科目は異なる
- ・ 税法科目だけは最低限合格してもらうべき

#### 第7節 国税OBについて

- ・ 税理士としての能力があるのかどうか疑問
- ・ そもそも民間の税理士になること自体が妥当なのか
- ・ 依頼する側からして、OB 税理士の利点（税金が安くなる）が実際にあるのか。あるとしたら、それは国家の税収が減ることとなり問題があるのではないか
- ・ OBは税務調査に強いということをアピールしているが、OB 税理士のつくる申告書等を見ると根本的な会計や申告についての理解が不足している印象がある
- ・ OBに対して試験を受けろと言うのであれば、税理士試験が現状で良いのかということを考える必要もある。
- ・ OBについては会計科目を受ければ良いのではないか。限られた税法については詳しいのは確かであろう
- ・ 顧問先あっせんは表立ってはないが、現在でも実際には水面下であるのではないか
- ・ 5科目合格すべき。OBが排除されることで結果的に合格率が上がり、若い人がなかなか合格しないという問題も解消される。OBによって若者が排除されているということを訴える

## 第5章 今後の青税の活動について

最後に、青税として目指すべき税理士の資格取得制度の実現を図るため、今後、どのような活動をしていくべきかについて議論した。

まずは、一人一人の会員が個人として、所属支部、税理士会、日税連の中で主張し、賛同者を増やしていくことは当然必要であろう。組織としては、日税連に対してのみ働きかけるのではなく、広く外部に対して直接意見を訴えていくことを強化する必要があるのではないだろうか。具体的には国会議員に対する陳情が第一に考えられるが、その際には税理士法の改正法案を作成し提示するなど、より分かり易い形で提案する方法も検討すべきであろう。閣法としてできた士業法の改正は閣法で改正するという不文律があるようだが、今後は、議員立法による法改正の可能性も探るべきではなかろうか。さらにいうならば、今回の改正は、税制改正大綱の中の「納税環境整備」の一環として組み込まれ、過去4回の単独審議された改正とは異なり、税制改正法案の一部として可決・成立したものであるが、その方法論及びそもそも税理士法改正が「納税環境整備」で行われるべきものか否かという点についても検証する必要があるのではなかろうか。

また、全国青税の組織強化を図り、特に都市部に会員が偏っている現状から、より広く全国的に仲間を増やすことによって、全国青税の影響力を高めていくことも模索すべきではなかろうか。

## 【第2分科会 税理士の使命】

### 第1章 分科会での議論

「税理士の使命」とは何であろうか？

税理士法は、第1条において税理士の使命を法定している。従って、その条文が適切に税理士の使命を定めているかどうかの問題となるのである。

今回のミーティングにおいて第2分科会では、現行法の内容にとらわれず、我々自身の問題である「税理士の使命とは何か？」について、自由な議論を行うこととした。

議論にあたって、過去の全国青税の先行研究を振り返りながら、税理士の使命をめぐる歴史の変遷、現行税理士法1条、青税版税理士法1条について確認、検討を行う。さらに社会から期待・要請される税理士の役割についても検討し、あるべき「税理士の使命」について我々の立ち位置を確認したい。

### 第2章 税理士の使命をめぐる歴史の変遷

#### 第1節 税務代弁業の出現から税理士法制定まで

##### 1 税務代弁業の出現

我が国が近代国家の仲間入りを果たした明治初期は、地租を中心とした農民への課税が主であったが、日本の財政規模が急速に拡大する明治27年の日清戦争の前後から、所得税や営業税が制定され、商工業者を中心に増加する税負担に対して、租税に素養のある者に、税の相談や申告を依頼する者があらわれた。税理士制度の起源である税務代弁業は、行政執行上の必要性からではなく、納税者にとって必要な職業人として自然発生したということは注目すべき点である。

しかし、税務代弁業者の中には、税務知識の乏しい納税者につけ込んで不当な報酬を要求するなど不適格者もあらわれたことから、明治45年の「大阪税務代弁者取締規制」をはじめとして、各地に同様の法規制が行われた。これは、警察による取締立法として制定されたものである。

##### 2 税務代理士法の制定

昭和17年、戦時財政のもとでの税務行政の円滑化を目的として、税務代理士法が制定された。税務代理士法は、その業務を規定するのみで「使命」や「職責」は示されておらず、税務執行機関の補助機関としての位置づけが強かった。しかし、当時の税務代理士にも納税者の権利擁護を使命とすべきとの主張もあったことは注目すべき点である。

##### 3 シャウプ勧告により税理士制度創設へ

第二次世界大戦終了後に2度にわたり来日したシャウプ税制使節団はその勧告の中で、大部分が以前税務官吏であった者が行っている税務代理士は納税者の代理人としての

専門家というよりも、むしろ上手な取引者となっていると批判する。そして、適正な税務行政を行うため、納税者が税務官吏と同じレベルで彼らに対抗しようとするときに、かかる専門家の一団の援助が必要であり、その専門家とは、税務官吏に対する職業的立場からする納税者の代理業務で、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群である事を指摘している。すなわちシャープ勧告は、税務官庁から独立して、納税者が権力に対等に対抗できるようしっかりと納税者の権利を擁護する税務代理人の誕生を期待したのである。

## 第2節 税理士法の制定から今日まで

シャープ勧告を受けて昭和26年に成立した税理士法は、第1条において「税理士は、中立な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない。」とその職責のみが明示され、シャープ勧告が期待したような税理士の使命に関する記述はなかった。

その後、政府提出の昭和39年税理士法改正法案が「中正な立場」のとらえ方や試験制度について意見がまとまらず廃案となった経緯を経て、日本税理士会連合会は、税理士制度は国民のための制度であるという理念のもと、昭和47年に「税理士法改正に関する基本要綱」をまとめ、税理士法1条を以下のように改正して、税理士の使命の明確化を目指した。

第1条1項「税理士は、納税者の権利を擁護し、憲法に定められた納税義務の適正な実現をはかることを使命とする」

第1条2項「税理士は、前項の使命に基づき、誠実にその職務を行い、納税者の信頼にこたえとともに、租税制度の改善に努力しなければならない」

第1条に「税理士の使命」が明記されることとなった昭和55年改正において、「納税者の権利擁護」を第1条に明記するかどうか論戦が繰り広げられたが、結局「権利擁護」は明記されず、現行の税理士法第1条（税理士の使命）が成立したのである。

## 第3章 現行税理士法第1条と青税版税理士法第1条

### 第1節 現行税理士法第1条（以下、「現行1条」という）

（税理士の使命）

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

日本税理士会連合会（以下、「日税連」という。）がまとめた『新税理士法 [三訂版]』における、「税理士の使命」に関する見解を要約すると、以下のとおりである。

税理士制度は、税理士が納税義務者を援助することを通じて、納税義務者が自己の負う納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の円滑、適正な運営に資することを期待して設けられたものであり、税理士制度と申告納税制度とは形影相ともなう一体のものとしてとらえる必要がある。「申告納税制度の理念にそって」との表現はこの趣旨を指したものである。

税理士は、公共的使命を担うものであり、委嘱者たる納税義務者援助に当たっては、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場で、税務に関する専門家としての良識に基づき行動しなければならない。

「納税義務の適正な実現を図る」とは、税法に定めるとおり“過大でも過小でもなく納税する”との趣旨であり、これにより、納税義務者の租税債務の履行は何ら不利益を被らないことになる。

以上のような税理士の使命の重要性にかんがみ、税理士業務は税理士の独占業務とされる一方において、税理士となるためには一定資格が必要とされるとともに、税理士に対して種々の義務と責任が課されている。

なお、従来から、税理士の使命に関し、税理士は納税者の権利を擁護することを使命とする旨を明記するかどうかという問題があるが、そもそも“納税者の権利”とは、法律技術的にみて、その具体的内容が必ずしも明確でなく、またこの点については、納税者にとっては自己の納税義務が適正に実現されれば何ら不利益を受けたことにはならないことを考えれば、あえて、このような規定を設けるまでもなく、「納税義務の適正な実現」で十分といえる。

## 第2節 青税版税理士法第1条（以下、「青税版1条」という。）

第1条 税理士は、※①納税者の権利を擁護し、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

2 税理士は、前項の使命に基づき、税務に関する専門家として、※②申告納税制度の理念にそって、※③納税者の信頼にこたえ、※④租税に関する制度の改善に努力しなければならない。

平成21年仙台ミーティングにおいて解説されている、青税版1条のポイントは以下のとおりである。

- 1 税理士の使命は、弁護士法に準ずるものに改められなければならない。税理士は、納税者の代理人として憲法および税法によって認められている納税者の正当な法的権利の擁護を通じて納税義務の履行に協力することを使命とする。税理士は納税者の委嘱に基づいて代理人として税理士業務を行うのであり、それは補佐人制度の創設からも

明らかである。現行法は「独立した公正な立場において」と規定しており、納税者の代理人として業務を行う職業専門家であるという税理士の基本的立場を曖昧にしている。したがって、税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護する使命があることを、より一層明確にすべきである。

- 2 申告納税制度は、納税者が自発的に税法を遵守し正しい申告をすることが前提条件なので、税理士はその理念を理解させ、かつ、納税者の信頼を得るために、積極的な提言を行う必要がある。税理士は納税者に従属した立場で権利を擁護するのではなく、納税者に対して正すべきものは正すとともに、過大な義務を負わないという見地から、納税者の権利を守り、その利益を正しく擁護すべきである。
- 3 「納税義務者」とは、租税に関する法律の規定により納税義務を負う者をいうが、「納税者」とは国民という意味でもあり、より広い概念である。国民のための税理士制度の確立の観点から、「納税者」とすべきである。
- 4 税理士は税務の専門家として、租税に関する制度の改善に努め、税務行政の執行面における行き過ぎ等によって納税者の基本的人権が侵されることがないように、税制、税務行政の改善進歩のために努力しなければならないことを明確に規定すべきである。

#### 第4章 税理士の使命についての検討

ここまで、税理士の使命についての歴史的変遷、現行1条、青税版1条を駆け足で確認してきたが、青税版1条は、昭和47年「税理士法改正に関する基本要綱」が目指した税理士法1条とほぼ同様の内容となっている。ここで税理士は、納税者の権利を擁護し、納税義務の適正な実現を図ることを使命とするとされている。現行1条では、納税義務の適正な実現を図ることを使命とすることは同じであるが、そのための税理士の立ち位置は、「独立した公正な立場において」と規定されており、納税者の権利擁護について明記されていない。

分科会では、税理士制度は国民の為の制度であるという観点から、税理士が納税者の権利を擁護することは、法に明記しているかどうかに関わりなく、当然に税理士の使命であり、また税理士制度が、租税法律主義に則って納税義務の適正な実現を図る社会的使命を負っていることについて異論は無かった。それぞれ自らの税理士業務を振り返り思い描いたあるべき税理士の使命の大原則は、ほぼ一致していたと言える。

そのうえで、税理士の使命が税理士法上どのように表現されるべきか、また、法定された使命条項を、どう解釈するかについては様々な視点から意見があったので以下に示す。

##### 第1節 現行1条について

###### 1 議論開始時に意見聴取。

- ・ 現行1条に「納税者の権利の擁護」は包含されているかどうか？

現行1条に納税者の権利擁護は、包含されている 6名

現行1条では納税者の権利擁護をカバーしきれない 6名

- ・ 例えば、現行1条で守られていない納税者の権利が、具体的にあげられるか？

## 2 納税者と納税義務者

- ・ 納税者とは、税理士個人としてはクライアント、会務活動を通じて世間一般にいう納税者。税理士活動の場面によって変わる。
- ・ 例えば、間接税やたばこ税の納税者は負担者を指し、納税義務者は法的に税金を納める義務を課された者。納税義務者の信頼に応えということだと、消費税などは最終負担者たる消費者の要望には応えなくても良い？
- ・ 現行1条では納税者でも納税義務者でもこだわる必要はないと考える。

## 3 納税者の権利とは何なのか？

今の時点では、はっきりしない。そうすると日税連の説明のとおり納税者の権利は法律技術的にみてその具体的内容が必ずしも明確でないので、納税者の権利を明示する必要なしという理屈がとおってしまう。納税者の権利の定義付けが必要。

## 4 「申告納税制度の理念にそって」とは？

- ・ 納税者が法に従って選択できる制度を守る
- ・ 国民一人一人が自らの税金を自ら決定できる
- ・ 租税の確定にいたる納税者の主体性を尊重している

## 5 「独立した公正な立場」について

- ・ 独立した公正な立場はそもそも納税者寄りの立場ではないか。国家権力と納税者はそのパワーバランスに圧倒的な違いがある。したがって、そもそも天秤が釣り合っていないのだから、思いっきり納税者の立場に立たなければ、バランスが取れない。
- ・ 争いのない状態では、公正な立場。争いの場面では独立した立場。
- ・ 独立した公正な立場の意味は、中立ではない。例えば課税庁と納税者意見が合致していたとしても租税法の解釈に疑義があれば意見を述べるべきとされている。

税理士の納税義務の適正な実現という公共的使命を明確にしており、もっと慎重にその意義を考えないといけないのではないか。

- ・ 独立した公正な立場は、誤解を生じるあいまいな表現だから変えた方がよい。
- ・ 審判者のようなイメージをうける。我々の使命は、審判するものではない。
- ・ 独立した公正な立場・・・税のプロフェッションでありながら、徴税する側ではないという税理士の立場をすごく慎重に文章化していると思う。
- ・ もし、独立公正の文言がなくなったら、納税者の自由な解釈に対して、税の専門家として助言する場合、脱税相談などがあった場合、何をよりどころに断ればいいのかはつきりしなくなり危険だ。
- ・ クライアントからお金をもらう以上は、クライアントのために仕事をせざるを得ない

という現実がある。そのような現実の中で、いわゆる独立公正を保つこと自体が難しい。

## 6 その他

・ 税理士は、租税法律主義の観点から、法の解釈の幅の中で仕事しているので、法律の是非を判断するものでは無いと思っている。

・ 建議権との関係を考えると、むしろ税理士は法律の是非に意見する必要がある。・ 無償独占との関係

・ 「納税義務の適正な実現」が税理士法1条の肝。

・ 税理士には国家財政基盤の維持を図ることも求められているのか？

・ 憲法の定めた納税義務のもと、納税者の権利を擁護しつつ、適正な納税義務の履行を実現させていけば、自ずと国家財政基盤を維持させることができると考える。

## 第2節 青税版1条について

1 何故、「独立した公正な立場」を「納税者の権利を擁護し」に置き換えるのか？

・ 民法上の代理人から考えると、代理人は委嘱者そのもの

・ 独立した公正な立場を中間的な立場と考えると、それは青税の考え方とは相容れない。従って、置き換える必要がある。

・ ここで、税理士（青税）の立ち位置、姿勢を表しておくことが大事。

・ そもそも納税者と課税庁は知識や情報の格差があるので、あえて納税者の権利擁護を第一義にかかかないとバランスが取れない。現行1条でも納税者の権利擁護は包含していると考えますが、納税者と課税庁を対等な立場にするには「納税者の権利を擁護し」と明記する必要がある。

・ 国税庁のいいなりで税金が決定されないための権利。税理士の立ち位置を明確にする。納税義務者から納税者に変更しているのに、納税義務の適正な実現を図るがそのままなのはちょっと文章的に矛盾してないか？

2 上記1についての評価

・ 青税版のほうがすっきりしてわかりやすい。

・ 納税者の権利擁護を第一義に、納税義務の適正実現を図ることで公正性も担保されるのではないか。

・ 「納税者の権利を擁護し」という文言が明記されると、税理士的には責任が重いように感じる。

・ 「独立した公正な立場」が「納税者の権利を擁護し」に変わっても、我々の姿勢は変わらない。権利を擁護するのであって、「脱税する権利」はそもそも無いと考えるので、脱税幫助を肯定しているわけでもない。

・ 個々の納税者に対して、適正な納税義務の実現を図るよう努めていけば、あえて独立



公正な立場を言う必要はない。

- ・ 独立した公正な立場を省き納税者の権利擁護に置き換えた場合、権利擁護を拡大解釈する者に歯止めを掛ける必要があるのではないか

### 3 弁護士と税理士の使命

- ・ 弁護士の使命は、依頼者の基本的人権を擁護する観点からの使命。真実を追究するのは検察の使命。弁護士は例えば犯罪には荷担しないが、その事実を知っても口外できない。弁護士は争いの中に身を置く事を前提としている。対して税理士は、争いのみを主戦場にしない。税理士は委嘱者の不正を知った場合は、是正助言義務がある。弁護士と税理士の使命はイコールではない。
- ・ 青税版1条の解説で、税理士の使命は弁護士法に準ずるものに改められなければならない、との意見には違和感がある。そもそも税理士と弁護士は違う。もし準ずるのであれば弁護士は当然に税理士になれてしまうのではないか。
- ・ 補佐人制度の原案では本人訴訟の補佐もできるはずだった。実質的な訴訟代理人。制度的に訴訟対応能力の担保ができていない等の反対から現行の形に。

### 4 その他

- ・ 青税版1条の実現可能性は必要か？理想を掲げていくべきか？
- ・ 権利憲章はいわゆる調査の場面での納税者の権利という意味合いが強い。
- ・ 権利憲章を策定するならば、現行1条はそのままでも良いのではないか。
- ・ 弁護士が本当に税務訴訟の適任者なのか。税法を知っている税理士こそ本当の意味での代理人となりうる。今後、訴訟代理人を目指すべきだ。
- ・ 韓国税務士法では、「税務士は、公共性を有する税務専門家として納税者の權益を保護し、納税義務の誠実な履行に寄与することを使命とする。」とされている。納税者の権利擁護と公共性を併存することも検討すべきではないか？

## 第3節 税理士に求められる社会的役割（使命）

税理士の社会貢献活動は、税理士法に規定される税理士の使命からの要請かどうかを考えてみた。その結果、税理士の重要な役割ではあるが、使命とは直接的に関係するものではないとの意見が多かった。

### 1 租税教育

- ・ 納税者が税について知る権利を担保することで、納税者の権利擁護につながる。
- ・ 課税庁が行う租税教育は、極端に言えば洗脳教育である。正しく租税教育ができるのは税理士しかいない。そういう意味から青税こそ租税教育にもっと力を入れるべきではないか？
- ・ 租税教育は、直接的に使命とは関係ない。ただ税理士の重要な役割の一つではある。

### 2 税務支援

- ・ 現状は、自発的に行っているのではなく、受託事業としてやっているまさに行政の下請け。税務支援はそもそも税理士の使命なのか。現行1条からの要請ではなく税理士会会則の絶対的記載事項からの要請である（税理士法第49条の2第2項第9号）。
- ・ 現状、税理士会の広報事業的なものになっている。
- ・ 税務支援はそもそも納税義務の履行を手伝っているもので、税理士の使命のもとから行われているものではない。

## 第5章 見えてきた課題

これまでの議論をとおして「税理士の使命」たる納税者の権利擁護について、税理士法上も明確化する必要性を主張する意見が多数を占めた。青税の従来からの主張どおり、現行1条から、青税版1条のように「納税者の権利擁護」を第一義とした改正を目指すとの方向性は今後も維持していくべきとの意見の合意はなされた。

しかし、実際に改正の実現可能性を模索していこうとするならば、クリアしなければならない課題もいくつか見えてきた。ひとつは、ここでいう「納税者の権利」の意味内容を明らかにすること、もう一つは、擁護すべき「納税者」の範囲である。

見えてきた課題について、意見集約はならなかったが、分科会で次のような意見があった。

### 第1節 納税者の権利について

- ・ 納税の権利であり、還付を受ける権利。
- ・ 納税者権利憲章で言っている納税者の基本権に加え、納税者の権利はもっと広い意味での権利ではないか？例えば、租税について正しく知る権利なども含まれるのでは。
- ・ 納税者の権利は、申告納税制度と税務調査での反論など。
- ・ 現行1条に権利擁護が包含されているというが、日税連の説明では過不足のない納税義務を履行することでなんの不利益もないといっているだけである。仮に納税額について財産権侵害が無かったとしても（当然そんなことはないが）、税務調査や情報公開など様々な場面で権利侵害は起こりうるのであるから、納税者の権利について税法に記述がないのはありえない。
- ・ 憲法の納税の義務は、納税の権利の実現。納税義務の適正な実現はまさに納税者の権利行使の結果である。
- ・ 納税者の権利そのものを理解していない納税者がたくさんいる。納税者の知る権利を最大限に助言できるのは税理士である。納税者に権利があるということを啓蒙することも税理士の使命なのでないか。

### 第2節 擁護すべき納税者の範囲

- ・ 国家資格として、国民の負託を受けている以上、現行1条の納税者は全納税者を指す。
- ・ 納税者の範囲は、国民全体。よって税理士は社会貢献活動も取り組まなければならない。
- ・ 税理士は、まずクライアントを守り、広く一般の納税者にも責任を持つ。また、租税教育などを通じて、しっかりした租税への理解を求めるべき。
- ・ 納税者の範囲は、国民よりももう少し広い範囲。税理士個人としては、目の前の納税者しか救えない。それが現実。
- ・ 税金滞納者などの権利擁護も範囲にはいるのか？
- ・ 広く国民の権利を擁護する使命となった場合、報酬が低いあるいは遅滞していることを理由に、使命に反するので依頼を断れない？

### 第3節 その他

- ・ 社会的使命があるからこそその税理士資格。
- ・ 「独立した公正な立場」から連想されていた税理士の社会的地位を明確にするために、税理士の公共性を表す文言はやはり必要なのではないか。
- ・ 納税者の権利擁護を使命に明確化するならば、現行の試験制度ではカバーし切れていない。当然試験制度も含めて、再検討をする必要がある。
- ・ 「独立した公正な立場」から決別するなら、無償独占はなじまないのではないか。

### 第6章 今後の取り組み

第2分科会では、2日間にわたり「税理士の使命」について、丁寧に議論を重ねることができた。分科会の議論をとおしてメンバー各々が、税理士の使命について深く考えるよいきっかけとなったのではないか。

今回、「税理士は納税者の権利を擁護し、租税法律主義に則って納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」というこれまでの青税の主張は、自らが日常行っている業務を振り返れば当然のことであり、現行1条であってもその姿勢は変わらない。あるべき「税理士の使命」を確認できたことは成果であった。我々の立ち位置はここにある。

青税版1条は、我々の理念を具現化したものであり、評価されるものである。議論の中で実現可能性よりも理想として掲げておくことに意義があるとの意見もあり、それも大事なことではあるが、我々の活動に賛同する者を増やし、求心力を高めていくためには、実現への道筋を模索し続けなければならない。

また、我々が考える「税理士の使命」を果たすため、試験制度や無償独占も含めて横断的な議論も必要である。

## 【第3分科会 無償独占】

### 第1章 はじめに

第3分科会では「無償独占」についての議論を行った。前回の仙台ミーティングでも無償独占をテーマに議論を行っているため、その議論を参考にスタートした。また、税理士法が改正されたこともあり、今後、独占業務の開放に向けての外圧が強まるものと予想されるため、改めて全国青税の無償独占に対する基本的なスタンスや考え方を共有するために議論をすることとした。

### 第2章 定義

#### 第1節 業務独占

##### 1 税理士法52条（税理士業務の制限）

税理士法52条では「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と規定しており、税理士業務を行える者は税理士又は税理士法人に限定されている。

##### 2 税理士法2条（税理士の業務）

税理士の業務は、税理士法2条1項で「税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。」とし、1号で「税務代理」2号で「税務書類の作成」3号で「税務相談」と規定している。

##### 3 税理士法基本通達2-1（税理士業務）

基本通達では「税理士法2条に規定する「税理士業務」とは～（中略）～。この場合において、「業とする」とは、同項各号に掲げる事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとし、国税又は地方税に関する行政事務に従事する者がその業務を遂行するために必要な限度においてこれらの事務を行う場合には、これに該当しないものとする。」としており、有償、無償を問わず業務が独占されている。

#### 第2節 税理士法52条の例外

税理士の業務は、税理士法52条で業務独占されているが、例外として次の規定がある。

##### 1 税理士法50条（臨時の税務書類の作成等）

国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告期間において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、2月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができ

る。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

## 2 税理士法51条（税理士業務を行う弁護士等）

弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

## 3 税理士法51条の2（行政書士等が行う税務書類の作成）

行政書士又は行政書士法人は、それぞれ行政書士又は行政書士法人の名称を用いて、他人の求めに応じ、ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業税その他政令で定める租税に関し税務書類の作成を業として行うことができる。

# 第3章 業務独占の歴史

## 第1節 税務代弁者取締規則

日露戦争に伴う増税により、税務の代理を専門家に依頼する納税者の数も増し、また、この時代から税務の代理業務を専門的に行う職業群が発生した。この職業群の発生は、納税者にとって有利な面もあったが、他面納税者の税務知識の乏しいのをよいことに、故なく審査請求、訴願その他不正不当の要求を納税者にすすめ、いたずらに税務官庁に対する紛争をひき起こし、これの解決の報酬として、不当な金額を要求したり、また事情によっては、その報酬の訴訟を提起して納税者を困らせるなど、その弊害は決して少なくなかった。そこで大阪府では明治45年に「大阪税務代弁者取締規則」、京都府では昭和11年に「京都税務代弁者取締規則」を制定した。

## 第2節 税務代理士法

日中戦争以降、膨大な戦費を調達するため、相次いで増税及び税制改革が行われ、税負担の増加と共に税制も従来のものに比べて複雑なものとなり、税務に関して専門的知識と経験が必要とされるようになったことから、税務代弁者等の数は年をおって増加していった。このため、納税者と税務官庁との間にあって、課税等に伴う両者の煩雑な手続きを省略するだけでなく、とかく税知識の乏しい納税者の相談に応じ、税務に対する理解をより一層深めることによって、税務行政の円滑適正に資するという公益的使命を有する職業的専門家の登場が必要とされていた。

そこで、税務の事務を業として行う職業的専門家に関する法令を制定し、その資格を限定するとともに、これを許可制度として、その資質の向上を図ると同時に監督の充実を期し、課税当局との摩擦を回避して、税務行政の円滑適正な運営を図ろうとする気運がわき上がり、昭和17年に税務代理士法案は成立し、施行された。

### 第3節 税理士法

昭和24年初夏に来日したシャープ税制使節団は、わが国における税制と関連して、従来の税務代理士制度をも詳細に検討を加えた結果、税務運営の民主的な発達を図るために税務代理の業務の重要性を指摘するとともに、税務代理を行う者の水準を向上し、納税者及び税務官公署のためのよりよい協力者となって、税務行政の適正円滑化を推進すべきであるとの観点から、日本政府に対して勧告を行った。この勧告に基づいて、昭和26年「税理士法」は公布、施行された。これに伴い、昭和17年に創設されたわが国最初の税務に関する職業専門家の制度の基礎となった「税務代理士法」は廃止された。

## 第4章 検討

税務代理士法および税理士法が、取締規則として制定されてきた経緯を考えると、前回ミーティングでも検討されている通り、無償独占は税理士の権利という位置付けより、国側からの監督の観点からの要請の意味合いが強いと言える。

その前提を確認した上で、それでも無償独占が納税者にとって必要なかどうか検討することとした。また、第2節では、公認会計士協会が主張する「税理士登録を行わずに税務業務ができる」ようにする主張は、納税者にとって本当に問題なのか検討している。

### 第1節 無償独占、有償独占、その他自由化についての検討

独占業務とされる税理士業務を中心に、過去のミーティング内容も参考に議論を進めた。

#### 1 税務代理

- ・ まともな申告さえされていればいいというのが税務署の考えなのか、名義貸しで申告代理を行っている者が結構いるようであるが、実際に取締りはそれほどされていないと思われる。
- ・ 税理士に顧客名簿を出させるなど（局によって内容は異なる）していることから、「税理士」という媒介を使って間接的に納税者を管理するために税理士に無償独占が与えられていると考えるのが自然である。ただし、たとえ成り立ちが管理のためであっても、結果として納税者にとっていいのかどうかを考えなければならない。
- ・ 奥さんが旦那さんの申告書を作成することはあまり問題とされていない。
- ・ 税務調査の立会いが有償独占になる想定では、当然、無償であれば誰でも立会えるということになり、場合によっては明治の取締規則制定前の状況と同様になるものと予想される（調査妨害など）。となれば、ここを有償独占にする議論にはもともとならないのでは。
- ・ 万が一、上記の想定が現実となれば、税務に詳しくない者が代理人となってしまう、納税者の権利を護ることができなくなってしまう。また、課税庁自体も調査妨害をするような納税者のところより、真面目で、言うことを素直に聞いてくれる納税者に調

査を集中させる恐れがある。その他、このような立会いをする者は間接的に会費等の別名目により報酬を得て有償独占すら維持できない恐れもある。

- ・ 現在、一部で民間資格として動き出している「税務調査コンサルタント」のような者がビジネスで入ってくる可能性があるのではないか。

## 2 税務書類の作成

- ・ 農協の臨税の過去の申告内容を見たことがあるがいかにもいい加減であるかがわかった。
- ・ 納税者が損をしている場合が多く、安易に無償独占を外してしまった場合そのような納税者が増えることになってしまい、結果、税務代理士法ができる前の状況になってしまう可能性がある。臨税の許可を受けないで、または許可の範囲を超えて、税務書類の作成を行っている商工会や納税組合があるとも聞く。
- ・ 幾つもの会社の監査役になって税務書類の作成をしているニセ税理士があると聞くが、この場合、実態は社内の人間ではないので取り締まることは出来るはずだが、税務署は正しい申告書が出ていけば何も言わない。現場の行政機関としては必ずしも税理士に独占させたいわけではない。
- ・ ニセ税理士行為を行っている者の中には、失うものが無いので無茶な税務書類の作成をしているようだ。現行法でこの状態なので、もし無償独占でなくなった場合、このような者が堂々と活動することになる。
- ・ ニセ税理士行為を行う者には適正な申告をする者もいればそうでない者もいる。無資格者を放置しているのは問題である。他方で、税理士であれば適正な申告納税をするように、納税者を指導しなければならならず、税理士法による罰則規定もある。
- ・ 税金が関係する仕事に携わっている人たちの中に、ニセ税理士行為を行っているという意識が無いもしくは低い人が含まれている。ニセ税理士行為を行って納税者に損害を与えても、その者たちに対する罰則が厳格に行われていないのが現実である。本人及び会社に対して厳しい罰則を与えないといけないのではないか。やはり税務署はそれなりの申告がされていけばあまり問題にしていない。
- ・ 納税者のほとんどは税理士しかできない業務について知らない。税理士ではなく税務に詳しい人が近くにいる、その人をお願いした申告内容に誤りがあった場合の損害は納税者本人の責任になってしまう。納税者にそのような損害が発生しないようにしなければならない。
- ・ 今は無償独占なので問題があまり表に出てこないのではないか。有償独占にしてみても無償で依頼した場合の問題点を納税者に知ってもらうのはどうなのか。しかし問題となるまでに多数の犠牲者が発生することになる。

## 3 税務相談

- ・ 不動産会社、FP、保険会社、銀行などの無料相談は一般の相談に留まらないケースも散見される。

- ・ 信託銀行の相談などは、商品を買っているだけだから税務相談になるかという微妙であり、個別具体的な相談や判断はしないという建前で行っている。現実には税理士法違反の実態が少なからずあると思われる。
- ・ ニセ税理士行為を行っていることを自覚していない者も多く、住宅ローンの個別相談会やFPなどに多い。

#### 4 税務支援

- ・ 無償独占の裏返しで挙げられるのが税務支援である。
- ・ 今の税務支援は実質受託事業しかやっていないような状況であり、資金も国から出ている。もし、無償独占を全面的に出すのであれば謝金なしで独自事業として行うべきではないか。
- ・ 税務支援に協力的な会員と非協力的な会員がいる。無償独占で他に受け皿がないのであれば税理士がやらなければならないが、それを実現させるのであればもっと関わる日数を増やすことが必要となり協力してくれる人への謝金の問題が発生する。今の会費を2倍、3倍にしなければならないのではないか。

#### 5 補佐人制度

- ・ 争いになった場合の最後の砦は税理士である。弁護士で税務に詳しい人はそんなにいない。税理士でなければ対応ができなければ、無償独占である必要はないのではないか。

#### 6 申告納税制度

申告納税制度でなくなった場合には、税理士はドイツのように訴訟代理人になっていくことが予想される。そうすると無償独占である必要はなくなる。

### 第2節 公認会計士は当然にその資格の下で税務業務ができるという主張について

税理士法改正の過程においても、一貫して公認会計士協会は、公認会計士法の改正により、税理士登録をせずに税務業務を行う（＝無償独占の例外）ことを主張している。今後、その主張は強さを増すと考えられるが、無償独占の見地から検討を行う。

- ・ 今回の税理士法改正において、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士が税理士の資格を有することになった。公認会計士になるには3年間にわたって日本公認会計士協会が実施する実務補習を受けなければならない。
- ・ 税理士になるために行う実務補習団体等が実施する研修は公認会計士になる時点で修了しているので、税理士登録しなくても当然に税務業務ができるという主張を、今後さらに強くしてくる可能性がある。
- ・ 出来るから何でも認めるということだけで専門家は成り立っているものではない。プロフェッショナルとしての倫理、責任というものが必要。



- ・ 公認会計士にとって税金はコストとしか考えていない。このような考え方からは税金を安くしようという話にしかならず、脱税に近いスキームを提案する倫理観のない専門家が出来上がってしまう恐れがあり、納税義務の適正な実現が図れなくなる。
- ・ 税務に特化した税理士資格があるわが国は、その意味において他国より高度に専門化されているのである。公認会計士に対して無償独占の例外を作るべきではないのではないか。
- ・ 公認会計士が監査のために税務業務を行うことを主張してきた場合、監査に関わるもの、例えば法人税、消費税、源泉所得税については資質が担保されていれば問題ないのではないか。しかし片手間で税務業務をおこなう公認会計士に対し財務大臣が懲戒処分を行ったとしても、本業とする公認会計士業務には支障がない。
- ・ 韓国では税務士に名称独占権を認めており、公認会計士法に基づき、公認会計士として税務代理ができる。日本でも名称独占にするのが良いのであろうか。
- ・ 国民から見ると、税理士と公認会計士の何が違うのかがわからない。税理士をブランド化できるのであれば、名称独占でもありなのかもしれない。
- ・ 無償独占を強く主張することが税理士のエゴであってはならず、公認会計士の中には柔軟な考え方を持っている者もいると思うので、わざわざ喧嘩をする必要はないのではないか。

## 第5章 まとめ

第3分科会では二日間に亘り無償独占について検討を重ねた。特に今回は税理士法の改正に伴い、日本公認会計士協会の今後想定される動きについても検討を行ったが、我々が導き出した結論は、前回ミーティングから変わることなく無償独占維持となった。

税理士業務のうち、税務代理や補佐人制度については有償独占を考える余地は皆無であったが、その他の業務、例えば簡易な税務相談や税務書類の作成を有償独占にするケースを想定した。この場合には、単にニセ税理士というケースだけでなく、不動産会社や金融機関が本来業務の付随的なサービスとして行うようなケースも想定でき、一見すると問題がないようにも考えられる。しかし、能力担保を経ない者の無責任な関与により、納税者が不測の損害を被る恐れは否定できない。このような税理士の使命を理解していない者が税理士業務を行うことは、納税者の権利擁護や、租税の公平に重大な問題を生じる恐れもある。

公認会計士についても、公認会計士協会が主張するであろう税理士登録を経ずに税務業務を行うような状況では、単なる付随ライセンス程度の考えで関与する恐れもあり、決して許されるものではない。税理士が扱うのは税金であり、その業務は国家の財政に関わるものである。また、何より国民の財産権の侵害を食い止める砦であるという自覚のない専門家であれば、その必要性は乏しい。

他方で、独占資格としての職責として、税金は取られるものといった国民の意識を変える必要もあり、租税教育はもとより、納税者権利憲章の制定などの働きかけを通じて、真の国民主権を醸成する努力も必要である。